京都府警察情報管理システムの運用管理に関する訓令

〔最終改正　平成25．３．12　京都府警察本部訓令第４号〕

目次

第１章　総則

（目的）

第１条　この訓令は、情報管理システムのシステム設計並びに運用及び維持管理に関する基本的事項を定め、もって警察業務の効率化及び高度化を図るとともに、対象業務の適正かつ円滑な実施を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　情報管理システム　警察庁情報管理システム及び京都府警察情報管理システムをいう。

(2)　警察庁情報管理システム　警察庁が京都府警察に設置するシステムであって、サーバ等、端末装置及びこれらを接続するデータ伝送回線並びにこれらの用に供するプログラムを組み合わせたものをいう。

(3)　京都府警察情報管理システム　京都府警察が設置するシステムであって、サーバ等、端末装置及びこれらを接続するデータ伝送回線並びにこれらの用に供するプログラムを組み合わせたもので、対象業務を処理するためのものをいう。

(4)　個人情報　京都府個人情報保護条例（平成８年京都府条例第１号）第２条第１号に規定する個人情報をいう。

(5)　サーバ等　情報を体系的に記録し、検索し、又は編集する機能を有するサーバ及びメインフレームをいう。

(6)　端末装置　サーバ等にデータを入力し、又は出力するための装置をいう。

(7)　対象業務　情報管理システムを利用して行う情報の管理に係る業務をいう。

(8)　システム設計　対象業務を新設し、又は変更しようとする場合において、当該対象業務の内容を分析し、及び検討して情報の処理の手順を定め、当該情報処理を実現するために必要な機器及びプログラムの構成を設計することをいう。

(9)　アクセス　情報管理システムにデータを入力し、又は情報管理システムからデータを出力することをいう。

(10)　アクセス権者　アクセスを行う権限を与えられた者をいう。

(11)　アクセス範囲　アクセス権者ごとにその者が行うことができるアクセスの範囲をいう。

(12)　照会　情報管理システムを構成するサーバ等に特定の事項が記録されているか否かに関する情報又は情報管理システムに記録された事項の内容に関する情報を得るため、情報管理システムを利用することをいう。

(13)　照会者　照会を行う者をいう。

(14)　入力資料　情報管理システムを構成するサーバ等により処理することを目的として作成した文書、図画及び電磁的記録をいう。

(15)　出力資料　情報管理システムを構成するサーバ等により処理された情報を記録した文書、図画及び電磁的記録をいう。

(16)　システムドキュメント　情報管理システムに関する次に掲げる文書、図画及び電磁的記録をいう。

ア　システム仕様書

イ　システム設計書（情報の処理の手順並びに機器及びプログラムの構成の概要の記録をいう。）

ウ　プログラム仕様書（情報処理の手順の概要の記録をいう。）

エ　プログラムリスト

オ　操作指示書（システムの維持管理に伴う機器の設定方法等を説明した記録をいう。）

(17)　取扱説明書　情報管理システムを利用する者が対象業務を行う上で参照する機器の操作の方法を説明した記録をいう。

(18)　端末接続　京都府警察が設置する端末装置と警察庁が設置するサーバ等とを接続することをいう。

（基本的留意事項）

第３条　情報管理システムのシステム設計並びに運用及び維持管理に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 各部門の業務に係る事務能率の増進に寄与するよう、情報管理システムの活用を図ること。

(2) 関係部門相互の協力体制を確保し、情報管理システムの円滑な運用に努めること。

(3) 情報管理システムの利用実態を把握するとともに、有効性の向上と安全性の確保に努めること。

（対象業務の基準等）

第４条　情報管理システムの対象業務は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 広域的に個人情報、捜査に係る情報及びこれらに準じる情報を記録し、その検索を行う業務であること。

(2) 広域的に斉一な調査、集計、分析及び利用を必要とする統計に係る業務であること。

(3) 警察業務の効率化及び高度化のための必要な資料の解析を行う業務であること。

(4) 前３号に掲げるもののほか、対象業務とすることによって事務能率が著しく増進される業務その他特に対象業務とする必要性が認められる業務であること。

第２章　管理組織

（情報管理システム総合対策委員会）

第５条　情報管理システムに関する事項を検討するため、警察本部に情報管理システム総合対策

委員会を設置するものとする。
２　情報管理システム総合対策委員会の組織、運営等に関する必要な事項は、別に定める。
（システム総括責任者）
第６条　警察本部にシステム総括責任者を置く。
２　システム総括責任者は、総務部長をもって充てる。
３　システム総括責任者は、次に掲げる事務を総括する。
(1) 京都府警察情報管理システムに係るシステム設計並びに運用及び維持管理に関すること。
(2) 端末接続に係る警察庁情報管理システムのシステム設計及び維持管理に関すること。
(3) 警察庁情報管理システムに係るアクセスの管理及び個人情報に係る出力資料の取扱いに関すること。
（システム管理者）
第７条　警察本部にシステム管理者を置く。
２　システム管理者は、情報管理課長及び運転免許試験課長をもって充てる。
３　システム管理者は、システム総括責任者の命を受け、システム総括責任者が総括する事務を補佐するものとする。この場合、情報管理課長は運転免許関係業務以外の業務を、運転免許試験課長は運転免許関係業務をそれぞれ担当するものとする。
（対象業務管理責任者）
第８条　警察本部に対象業務管理責任者を置く。
２　対象業務管理責任者は、対象業務を所管する所属の長をもって充てる。
３　対象業務管理責任者は、次に掲げる事務を行う。
(1) 所管する対象業務の新設又は変更に係る機能要件の検討に関すること。
(2) 所管する対象業務の実施方法の策定及び指導に関すること。
(3) その他所管する対象業務の実施に関する事務の総括に関すること。

第３章　対象業務の新設等

（対象業務の新設等の申請及び決定）
第９条　対象業務管理責任者は、対象業務の新設若しくは変更又は廃止を必要とするときは、あらかじめ次に掲げる事項について検討の上、情報管理システム総合対策委員会に申請（システム総括責任者経由）するものとする。
(1) 対象業務の新設若しくは変更又は廃止の必要性に関する事項
(2) 対象業務の実施による事務全般への影響に関する事項
(3) 対象業務の実施に必要な人員、組織及び経費に関する事項
(4) 対象業務の実施に当たり必要な安全性の確保に関する事項
(5) その他対象業務の実施に関する事項
２　前項の規定により申請された対象業務の新設若しくは変更又は廃止については、情報管理システム総合対策委員会が決定するものとする。ただし、他の対象業務に影響を与えないもので、かつ、軽微なものについては、システム総括責任者が決定することができるものとする。
（システム設計の基本原則）
第10条　システム管理者又は対象業務管理責任者は、システム設計を行うときは、次に掲げる事項に留意しなければならない。
(1) 情報処理の正確性及び適時性の確保に関する事項

(2) 障害時の復旧対策、アクセス統制等の安全性の確保に関する事項
(3) 関連業務との整合性に関する事項

第４章　安全対策

（アクセスを行う権限の付与等）

第11条　システム総括責任者は、対象業務の目的に応じて必要と認める範囲でアクセスを行う権限を付与するものとする。

２　システム総括責任者は、アクセス権者が情報管理システムの情報セキュリティを損なわせる行為を行っていること、又は対象業務の目的以外の目的で不正に情報管理システムを利用していることを認めた場合は、当該アクセス権者に対し、情報管理システムの利用を制限することができる。

（不正アクセスの禁止）

第12条　アクセス権者以外の者は、アクセスをしてはならない。

２　アクセス権者は、対象業務の目的以外の目的で不正にアクセスをしてはならない。

（不正照会の禁止等）

第13条　照会者は、対象業務の目的以外の目的で不正に照会をしてはならない。

２　照会者は、照会により得た情報を対象業務の目的以外の目的で不正に利用し、又は提供してはならない。

３　システム総括責任者は、対象業務の目的以外の目的による不正な照会を防止するために必要な措置を執らなければならない。

４　対象業務に係る照会の手続については、別に定める。

（入力資料等の不正交付の禁止等）

第14条　警察職員は、入力資料及び出力資料（以下「入力資料等」という。）を対象業務に関係のない者に不正に交付し、又は遺棄し、若しくはき損してはならない。

２警察職員は、入力資料等を亡失しないよう厳重に管理しなければならない。

（システムドキュメント等の不正交付の禁止等）

第15条　警察職員は、システムドキュメント、プログラム及び取扱説明書（以下「システムドキュメント等」という。）を対象業務に関係のない者に不正に交付し、又は遺棄し、若しくはき損してはならない。

２　警察職員は、システムドキュメント等を亡失しないよう、厳重に管理しなければならない。

第５章　情報管理システムの維持管理

（設備等の維持管理）

第16条　システム総括責任者は、次に掲げるところにより京都府警察情報管理システムを構成するサーバ等及びこれに附帯する電源設備等（以下「設備等」という。）の適正な維持管理に当たらなければならない。

(1) 設備等の保守、点検の方法を定めること。
(2) 設備等の重要度に応じて、予備機器の整備等に努めること。
(3) 保安装置の整備等安全性の確保に努めること。

（データ伝送回線の管理）

第17条　システム総括責任者は、京都府警察情報管理システムに係るデータ伝送回線（以下「府データ伝送回線」という。）からの不正侵入及びデータの不正入手の防止に努めなければなら

ない。
２　府データ伝送回線を使用しようとする者は、あらかじめシステム総括責任者の承諾を得なければならない。

（事故発生時の措置）

第18条　システム総括責任者は、情報管理システムに関する事故が発生した場合において執るべき措置を定め、これを関係する警察職員に周知しておかなければならない。
２　システム総括責任者は、情報管理システムに関する事故が発生したときは、直ちにその状況及び原因を調査し、適切な措置を執らなければならない。

（教養）

第19条　システム総括責任者は、警察職員に対して、情報管理システムによる処理に係る情報の適正な取扱いについての教養を行うものとする。

第６章　監査

（監査の実施）

第20条　警察本部長は、情報管理システムによる処理に係る情報の取扱いの状況を把握するため、情報管理システムの運用に関する監査を実施するものとする。
２　前項の監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第７章　雑則

（事務の委任）

第21条　第16条及び第17条第１項におけるシステム総括責任者の事務は、システム管理者に委任することができるものとする。

（警察職員以外の者への業務委託）

第22条　システム総括責任者は、必要がある場合は、京都府警察情報管理システムに関する業務を警察職員以外の者に委託することができる。
２　システム総括責任者は、前項の業務を委託するときは、その安全性を確保するために必要な措置を執らなければならない。

（細部事項）

第23条　この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、平成23年１月１日から施行する。